

生産森林組合における常時従事義務の解釈について

平成22年11月19日付け21林政経第324号

林野庁林政部経営課長通知

改正 平成29年3月31日付け28林政経第357号

森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）第95条第1項において規定する生産森林組合の常時従事義務については、これまで以下のとおりにしているところ、その周知が不十分であるがゆえに、生産森林組合の活動に支障を来しているところがあることから、再度、以下の内容について周知の上、適切な指導をお願いします。

記

法第95条第1項にいう「常時従事する」とは、生産森林組合にとって、ほぼ周期的に通常必要とされる事業にほぼ継続的に従事することをいう。

また、継続的とは、生産森林組合の森林経営の実態に即して捉えるべきであり、その作業が連年行われるときは、原則として1年をその期間とすべきであるが、その作業が断続的であるときは、その生産森林組合の森林経営の実態に即してその周期でとらえることができる。

なお、生産森林組合の行う事業の中には、直接森林施業に従事することだけでなく、施業を行う上で必要となる、林道、作業道等の補修、草刈作業等維持管理、保有森林の境界確認、不法投棄の巡視等に従事することや日程調整などの労務管理、森林経営計画の策定、組合の運営管理等の管理部門・事務作業に従事することも含まれる。